

# アスベスト健康被害に対する 補償・救済、健康管理

労災補償が石綿救済法より幅広く  
充実している。  
まずは、労災申請を検討しよう

# 認定の対象となる疾患 制度間格差

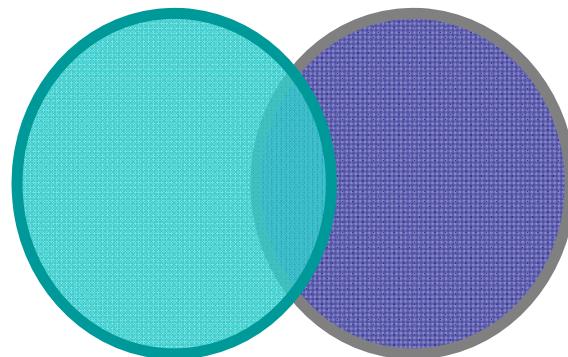
	中皮腫	肺がん	石綿肺	びまん性 胸膜肥厚	良性石 綿胸水
(A) 労災補償	○	○	○ 合併症も○	○	△
(B) 特別遺族給付 金(死亡後5年以 上経過した労働者 の遺族)	○	○	○ 合併症も○	○	△
(C) 救済給付 (A)(B)以外	○	○	● 「著しい呼吸 困難」のみ	○	✗

○:認定、●:認定されるが制度間格差、△:厚労省本省で協議、✗:認定されない

石綿肺の合併症;肺結核、続発性気管支炎、続発性気胸、続発性気管支拡張症、  
結核性胸膜炎

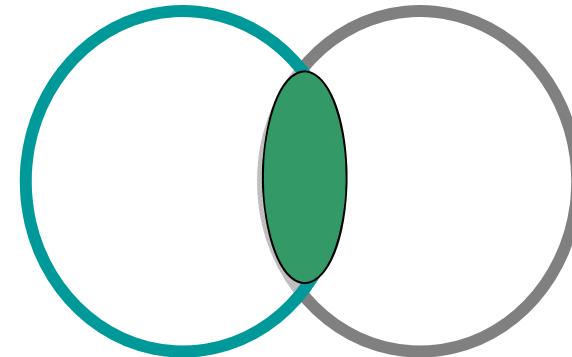
今後増加する肺がんは、労災と石綿救済法では認定基準が大きく異なり、救済法では認定され難い  
とりわけ画像診断による認定

労災



胸膜プ  
ラーク または 石綿肺

石綿救済法



胸膜プ  
ラーク かつ 石綿肺

# 労災の時効は2年間です

- ・ 労災では、治療費や休業補償（仕事が出来ないための補償）の時効は2年です。
- ・ 2年以上前に発症していた時にも、申請時から遡って2年分が支給されます。諦めないでください。
- ・ 休業補償は、退職後にも支給されます。

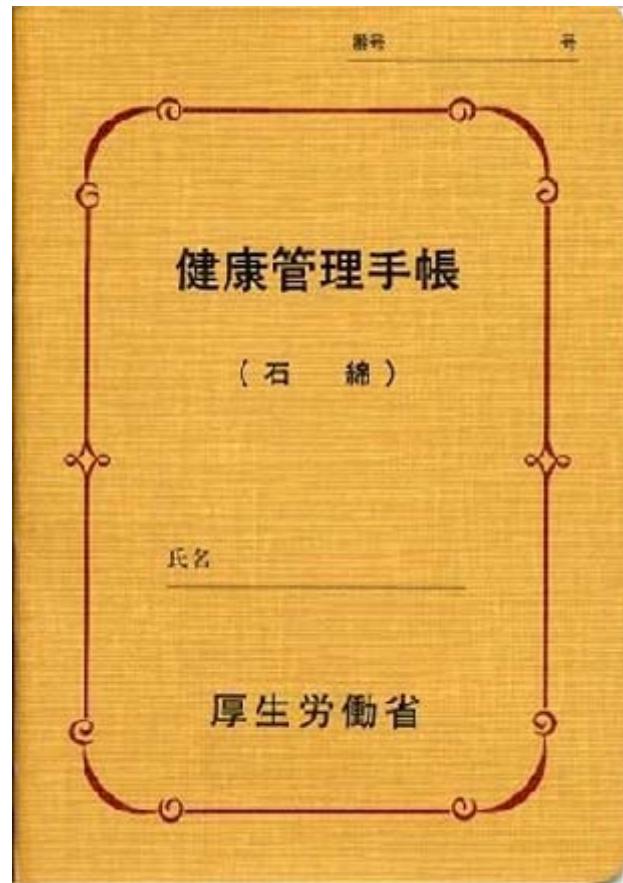
# 既に死亡している患者さんの遺族も 申請できます

- ・ 労災の遺族年金の時効は5年間です
- ・ 5年以内に、アスベスト関連疾患で亡くなった労働者の遺族には、遺族年金が支給されます
- ・ 死亡後5年以上経過した労働者の遺族には「特別遺族給付金」が支給されます。
- ・ 死亡後5年以上経過して、受給資格のある遺族がない場合には「特別遺族一時金 1,200万円」が支給されます。

# 大きな制度間格差

		(A)労災保険	(B)特別遺族給付金 (労災時効:死亡後5年以上たった労働者)	(C)救済給付 (A)(B)以外
生存	医療費	全額労災負担	(一)	自己負担金免除
	休業補償	平均賃金の80%	(一)	月額約10万円
	通院費	支給	(一)	(一)
死亡	遺族年金	平均賃金(給付基礎日額)の153~245日分	年間240~330万円 (年金受給者がいない場合は特別遺族一時金1,200万円)	(一)
	遺族一時金	300万	(一)	280万円
	葬祭料	31.5万+平均賃金(給付基礎日額)30日分	(一)	約20万円
	就学援護費	あり	(一)	(一)

# 石綿健康管理手帳 健診機関に手あげをしよう



- 石綿健康管理手帳を交付された離職者は年2回無料で健診を受けることが出来ます。
- アスベストばく露を受けた労働者の健康管理を行うために、可能な事業所は健診機関の手あげをしましょう。各都道府県労働局が窓口です。
- 公募条件として、日本呼吸器学会または日本医学放射線学会の認定医又は専門医がいることとなっていますが「非常勤」も可です。

# 石綿健康管理手帳 料金

(CT、細胞診を加えると30,600円)

## (10) 石綿業務関係

- ① 問診及びエックス線写真の検査を行ったもの 7,400円
- ② 特殊な撮影法によるエックス線写真の検査のうちで、コンピュータ断層撮影を行った場合は19,200円を、それ以外の断層撮影を行った場合は5,700円を加算する。
- ③ 咳痰の細胞診を行った場合は4,000円を加算する。
- ④ 気管支ファイバースコピ一検査を行った場合は18,000円を、気管支鏡検査を行った場合は6,000円を加算する。

なお、医師が必要であると認めて生検及び病理学的検査を行った場合は、更に14,400円を加算する。